

○美幌町自治推進委員会条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第 号）第49条第6項の規定に基づき、美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）自治について識見を有する者

（2）町内に住所を有する者又は町内で働き若しくは学ぶ者のうち公募に応じた者

（3）その他町長が適当と認める者

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。（会長及び副会長）

第3条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（部会）

第5条 推進委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第6条 推進委員会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和31年美幌町条例第15号）の一部を、次のように改正する。

別表第1の「特別職報酬等審議会委員」の項の次に次のように加える。

自治推進委員会委員	同	5,600円
-----------	---	--------